

紀伊守護と紀南の水軍領主

弓倉弘年

YUMIKURA Hirotochi

The Constable of Kii and Naval Lords in Southern Kii Province

【要旨】

中世、熊野水軍は海を舞台に活発に活動したが、その範囲は国内に留まらず、中国大陸にまで及んだことで知られている。このような熊野水軍Ⅱ紀南の水軍領主が、南北朝から戦国期にかけて、室町幕府や守護とどのような関係を結び、どのように活動していたのかを検討した。

南北朝の初め、紀南の水軍領主の多くは、南朝に与して活動していた。これは、南北朝動乱の初期に、太平洋の交通路を南朝方が掌握していたからと見られる。室町幕府が各地の南朝勢力を追討するとともに、紀南の水軍領主も幕府方につく者が多くなっていく。ただし、一部は南北朝の動乱が終わっても、室町幕府に従わなかった。そのような中で、安宅氏・周参見氏は幕府直属の国人となったが、小山氏は守護被官の国人となった。これは、室町幕府に帰参した時期が左右していると見られる。

十五世紀になると、紀南の水軍領主は幕府・守護体制下で自由な活動は見られなくなる。十五世紀半ば以降、守護畠山氏の家督紛争が激化すると、小山氏・安宅氏等紀南の水軍領主は、正守護の下で活動することが多かった。しかし、明応の政変で將軍権力が分裂すると、それぞれの立場で活動するようになったが、幕府・守護体制の枠組みから外れるものではなかった。

十六世紀後半になると、守護関係の文書が「小在家文書」でほとんど見られなくなった。これは室町幕府が中絶することが影響していると見られる。この頃から熊野水軍の自由な活動が見られるようになり、一部は関東の後北条氏の家臣となっている。紀南の水軍領主は、南北朝期からの水軍としての本質を保ちながら、戦国期を迎えたのであった。

キーワード

軍事動員 守護被官の国人 水軍領主 幕府直属の国人 畠山氏

はじめに

南北朝から室町・戦国（広義の室町時代）にかけての熊野の武士と、室町幕府や紀伊守護家との関係は、分からないことが多く存在する。熊野地域の武士は、熊野水軍として有名であり、各種記録類・古文書から軍記物ばかりか、中国の記録にまで登場するが、その存在形態が解明されたとは言い難い状況が長く続いていた。

たとえば、『紀伊統風土記』（古文書之部）には、熊野水軍や梶原氏など紀伊の水軍に関する史料が収録されており、その中には関東の北条氏康の感状なども見られる。この北条氏康の感状と紀伊の水軍の関係を指摘したのは、一九七七年の石田晴男氏の論文であった¹⁾。ただ、石田氏の指摘は、前掲論文中の注釈でされたこともあってあまり注目されず、本格的な論証は、一九九二年の永原慶二氏の論考を待たなければならなかった²⁾。これらの研究によって、戦国時代に大名の領国を越えて活動する紀伊の水軍の姿が明らかにされた。

熊野水軍の一翼を担う小山氏関係の史料として、「小山家文書」が存在する。なお、「小山家文書」の全体像は本報告書の解題をご覧いただきたい。以前より「小山家文書」は、『紀伊統風土記』（古文書之部）に翻刻され、東京大学史料編纂所影写本に収録されるなど、その存在は研究者の間では知られていた。しかし、「小山家文書」の原本の所在は分からなかった。そのような「小山家文書」の中でも「西向小山家文書」は、網野善彦氏によって原本の存在が公表され、中世文書の全容が明らかにされた³⁾。だがこの時点で、「久木小山家文書」「神宮寺小山家文書」は原本の所在が不明であり、東京大学史料編纂所影写本（以下、影写本と略す）は自治体史等で部分的に翻刻されている程度で、全容は分かかっていなかった。

中世熊野水軍の研究が進む契機となったのは、平成年間に行われた紀南地方の自治体史編纂事業に負うところが大きい。特に二〇〇五年に刊行された『日置川町史』（第一巻 中世編）が一つの画期になったと言えよう。『日置川町史』では、それまで部分的に紹介されていた「久木小山家文書」「神宮寺小山家文書」「西向小山家文書」「善妙寺文書」といった小山氏関係の史料や、「安宅文書」など安宅氏関係の史料を取りまとめて収録した。『日置川町史』では、「久木小山家文書」「神宮寺小山家文書」を、影写本で翻刻したばかりか、『紀伊統風土記』（古文書之部）に収録されているが影写本に収録されていない文書を、『紀伊統風土記』（古文書之部）のもととなった「牟婁郡古文書」（国文学研究資料館蔵）から翻刻するなどして、「小山家文書」の全体像を明らかにしようとしている。また、城郭関係の資料も収録されており、『日置川町史』は、小山氏・安宅氏の研究を行う上で、定本とも言える重要な文献である。

『日置川町史』の成果の上にたって、高橋修氏らは二〇〇九年『熊野水軍のさと』を刊行し、文献史学のみならず、考古学・城郭史・民俗学等の多彩な立場から、熊野水軍の安宅氏・小山氏の実像に迫った。『熊野水軍のさと』では、安宅氏・小山氏等熊野水軍を構成する武士を、水軍領主と規定した。これは、広く関東から中国大陸にまで活動する熊野水軍が、在地領主の枠組みに当てはまらない一方で、山林を支配する在地領主としての顔を持っているからである。本稿でも、小山氏・安宅氏等熊野の武士に対しては、高橋氏らの研究成果に従って、水軍領主の語を国人領主とともに使用する。

以上の研究成果の上にたって、本稿では、南北朝から室町・戦国時代にかけての、紀南の水軍領主と、幕府・守護権力との関係について考察していきたい。

一 南北朝期の熊野水軍

紀伊の場合、守護職が畠山氏の世襲となるのは、応永の乱で畠山基国が守護に補任されて以降である。だが、紀南の水軍領主と、幕府・守護権力とは、南北朝の動乱を通して関係が築かれている。したがって南北朝の動乱から山名・大内氏が守護であった時期の動向を検討することは、紀伊が畠山氏分国となった時期の紀南の水軍領主と幕府・守護権力との関係を見る上で、重要な位置を占めていると言えよう。よって本節では、南北朝の動乱から応永の乱で大内義弘が滅ぼされるまでの状況について、述べていきたい。

南北朝の動乱が始まると、熊野水軍は概ね南朝に与して活動した。これは太平洋の交通路を南朝方が掌握していたことと関係が深いと見られている。だが、室町幕府方が南朝を圧倒していくと、紀伊でも幕府方が優勢になり、貞和年間（一三四五〜五〇）になると、安宅氏は幕府方として活動するようになった。

しかし、観応の擾乱で状況は一変した。各地で南朝勢力が復活するのに対応して、紀伊でも南朝勢力が復活した。このような状況に対して幕府は、延文五年（一三六〇）、かつて紀伊守護であった畠山国清と弟の義深を紀伊に派遣し、南朝勢力の平定を実施した。軍事行動を進める中で、牟婁郡分郡守護に就任した畠山義深は、牟婁郡富田荘に軍を進めた。⁴

延文五年（一三六〇）五月七日、畠山義深は平城合戦における久木八郎の働きに対して感状を与えた。⁵ さらに同年六月一日、畠山義深は久木八郎に対し、「富田庄内自河東地頭・領家・沙汰人等之跡」を「料所」として宛行っている。⁶ このように、久木八郎が守護から知行を宛行われたことは、久木八郎が守護被官になったことを示している。

さて、小山氏の動向であるが、延文四年（一三五九）二月に南朝の一員として、「和州峠発陣」したと「久木小山氏系図」に記載されている。

この年の十二月には、畠山国清・義深兄弟が、紀伊の南朝追討のため、京都を発している。だが、畠山国清・義深兄弟は、紀伊平定後の康安元年（一三六一）十一月に失脚した。これによって紀伊では、南朝勢力が再度復活した。このような事情からか、小山氏は南朝方であったと見られ、天授五年（一三七九）八月九日付「長慶天皇口宣案」が「久木小山家文書」【一五一号】に見える。また、正平二十一年（一三六六）二月から三月にかけて、小山実隆らが南朝方として田辺口を攻めている。⁷

一方、弘和三年（一三八三）八月二十八日付行氏打渡状に「久木小山殿普子三人」と見える。⁸ このことから、弘和三年には、久木小山氏が成立していたことが分かる。久木氏と小山氏の関係であるが、確実な史料が存在しないので、推測の域を出ないが、姻戚関係によるものではないだろうか。何らかの事情で久木氏の男系が断絶したため、姻戚関係にあった小山氏が、久木氏の所領を入手し、本拠としたのであろう。当時の状況を勘案すると、久木氏は延文五年（一三六〇）に幕府方に帰参しているのだから、わざわざ南朝方の小山姓に改姓するとは考えにくいのではないか。

「小山家文書」で使用されている年号から考察すると、弘和三年（一三八三）は南朝年号であるが、南北朝合一間近になると康応二年（一三九〇）の北朝年号を記した田地売券が見えるようになる。⁹ 在地の文書に幕府方の北朝年号が見られることは、紀南の地にも幕府権力が浸透した証左となる。

次に安宅氏の動向について見ていこう。安宅氏は、小山氏に比べて残された史料が少ないため、分からないことも多い。「安宅文書」から見てみると、観応の擾乱の頃までの文書は北朝年号が記されており、安宅氏は北朝（幕府）方であったと見られる。

康安元年（一三六一）十二月三日付「湯河光種注進状」では、幕府方として「残留紀州抽忠節分」の中に「安宅 安宅備後権守 安宅三河権守」と、安宅一族の名が見える。¹⁰一方「安宅文書」には、正平十四年（二三五九）八月三日付安宅備後守宛「後村上天皇諭旨」や、正平十七年（一三六二）十二月一日付安宅備後守宛「源某宛行状」のように、南朝の発給した文書も見える。¹¹時系列に沿って史料を並べてみると、わずか三年あまりの間に、安宅備後守頼藤は、南朝↓幕府（北朝）↓南朝と立場を変えたことになる。これに関して、南朝年号の文書が見られるのは、この二通がいずれも阿波に關したものであり、当時阿波守護の従兄弟細川清氏が南朝方だったためと見られている。¹²以下に私見を示してみたい。

南北朝時代に武士団は大きく姿を変えることになる。観応の擾乱を機に武士団は、各地に散在する所領を、庶子に任せるなどして切り離していき、惣領制が崩壊したとされる。安宅氏の場合も例に漏れず、紀伊と淡路の所領を維持することが困難になったとみられる。紀伊安宅氏の当主備後守頼藤は、阿波の所領の支配権を取り戻すため、あえて南朝に接近したのではないか。水軍領主安宅氏とすれば、自己の権利を守るために、幕府方と南朝方の顔を使い分ける必要があったのであろう。だが、安宅備後守頼藤の試みはうまくいかなかったらしく、紀伊の安宅氏と阿波の安宅氏は別々の道を歩むこととなった。

一方の小山氏は、弘和三年（一三八三）に至っても南朝方であった。小山氏は、守護山名氏・大内氏が紀伊支配を進める過程で、守護被官になったものとみられる。前出の「もりあけの左衛門次郎田地売券」が北朝年号であることから、小山氏はこの時期までには幕府方に帰参していたのであろう。

明徳の乱後紀伊守護に就任した大内義弘は、応永六年（一三九九）十月十五日、小山八郎に「紀州印南本郷地頭職」を宛行っている。¹³大内

義弘は、応永六年十月には応永の乱を起こしており、小山八郎に地頭職を宛行った十一月の時点では、謀反人であった。だがこの事例は、小山氏が守護大内義弘の被官になり、その命を受けて活動していたことを示している。

明徳の乱から応永の乱にかけて、紀伊の守護は、山名氏から大内氏・畠山氏へとめまぐるしく変化した。小山氏は守護被官になったとは言え、守護の任国支配に登用された訳ではなかった。このような事情から、守護が変わっても、小山氏は知行を没収されることなく、乗り切ったのであろう。

南北朝の動乱を通して、紀南でも次第に守護権力が及ぶようになっていった。だが、南朝勢力が山間部を中心に存続したこと、明徳の乱・応永の乱といった戦乱で守護が交替したことは、室町時代の守護支配に影響を与えたと言えよう。

二 紀南国人の組織化

応永六年（一三九九）の応永の乱によって、紀伊守護に就任したのが畠山基国である。守護畠山基国は守護所を名草郡大野に置くとともに、紀南支配の拠点を日高郡南部に置いた。畠山基国の時点では、牟婁郡に支配拠点を置けなかったのである。これは畠山基国が、紀南の在地領主に発給した文書が、「小山家文書」「安宅文書」等に見られないことから裏付けられよう。

畠山基国の子満家の頃になると、紀伊の状況も安定し、満家は牟婁郡の要衝田辺に支配拠点を置こうとした。しかし、田辺は熊野本宮領であり、応永二十五年（一四一八）四月、守護畠山氏の勢力と熊野本宮の勢力との衝突が発生した。この一件は熊野本宮方が勝利し、畠山氏が牟婁郡に支配拠点を置こうとした計画は頓挫した。この事件では、「紀伊国

人裏返守護勢打負」と『看聞日記』（大日本古記録）応永二十五年四月二十四日条に記されているように、当初守護方だった国人が、熊野本宮に与している。この事実は、応永年間に至っても、守護畠山氏による紀南の武士の組織化が、不十分であったことを示している¹³⁾。

「久木小山家文書」【九号】には、応永二十五年（一四一八）十一月一日付「遊佐家久遵行状」が見える。この遵行状で「三栖庄内長瀬事」を「為鮎河村地頭職半分之替」として宛行われているのは、鮎河八郎左衛門家長であって、小山氏ではない。だが、この遵行状が「久木小山家文書」に残っているのは、小山氏が鮎河村に権利を有していたためと見られる。また、奥郡守護代遊佐家久の遵行状が残っていることは、応永二十五年（一四一八）の守護畠山氏と熊野本宮の抗争に際して、久木小山氏が守護畠山氏方であったことを示しているよう。

応永二十五年（一四一八）の熊野本宮と守護畠山氏の衝突で、守護方が敗北したことによって、守護畠山氏は牟婁郡に拠点を築くことは断念したらしい。「熊野詣日記」（『那智叢書』）応永三十四年（一四二七）九月二十五日条には、田辺を「熊野の神領也」と記している。「熊野詣日記」は、応永三十四年（一四二七）に、足利義満の側室北野殿一行が熊野詣をした際の記録である。幕府の関係者が熊野詣を行ったと言うことは、紀南の情勢が安定していた証左である。

「熊野詣日記」応永三十四年（一四二七）九月二十六日条には、牟婁郡一の瀬で北野殿一行に「まいらする方々」として、「山本・はしの湯川・あたき・すさみなり」の名が記されている。また、二十七日条には「おくの湯川の子、御むかへにまいる」と記されている。しかし、「熊野詣日記」には、小山氏の名前が見えない。次にその理由を検討してみたい。

山本氏は牟婁郡一の瀬の領主である。「はしの湯川」氏は日高郡小松原の領主であり、「おくの湯川」氏は牟婁郡道湯川の領主で、「はしの湯

川」氏と同族であると見られる。また、安宅・周参見氏は牟婁郡の領主である。彼らほどのような立場であったのか。

山本氏・湯川（湯河）氏は、幕府直属の国人で、奉公衆であった¹⁴⁾。安宅・周参見氏の立場であるが、彼らはいずれも康安元年（一三六一）十二月三日付「湯河光種注進状」に、幕府に対して「紀州抽忠節分」として名前が記されている武士であった。「湯河光種注進状」より、安宅氏・周参見氏は、南北朝期より湯河氏とともに幕府方として活動していたことが分かる。また、「湯河光種注進状」「熊野詣日記」の記載より、安宅氏・周参見氏が幕府方として史料に名前が見えるときは、湯河氏と一緒にいることが分かる。これらの史料より、奉公衆湯河氏が、幕府と安宅氏・周参見氏の間を取り次いでいたと見られる。よって安宅・周参見は、幕府直属の国人と考えたい¹⁵⁾。

「熊野詣日記」に北野殿一行の下に伺候した安宅・周参見氏は幕府直属の国人であった。一方小山氏は、守護被官となった国人であった。その違いが北野殿一行の下に伺候するかしないかの差になったものと見られる。

小山氏が守護被官の国人であることを、次に史料を示して考証してみたい。

去十日、切目出陣候由注進候、弥被致忠節候者、河令悦喜候、委細
愛洲民部少輔可申候、謹言

十一月廿日

小山八郎殿¹⁶⁾

義夏（花押）

書状の発給者「義夏」は、花押が一致することから後の畠山義就である。小山八郎は小山長次と見られる¹⁷⁾。書状の年代は、筆者が以前考証したように、畠山氏の家督紛争に関したもので、享徳三年（一四五

四) のものと見られる。¹⁹⁾

畠山持国の健康状態悪化に伴う享徳三年(一四五四)の家督紛争に際して幕府は、特に軍事動員は行っていない。そのような状況下で小山八郎が出陣しているのであるから、小山氏は守護被官の国人であったと考えられよう。

では、安宅・周参見氏のような幕府直属の国人と、小山氏のような守護被官の国人の差は、どこにあるのだろうか。推測の域を出ないが、筆者は幕府に帰参した時期が影響していると考えている。

安宅氏・周参見氏が幕府方であると記されたのは、前出の康安元年(一二三六)十二月三日付「湯河光種注進状」であり、同年十一月の守護畠山国清・義深兄弟の失脚直後である。康安元年当時は、守護が失脚すると南朝に帰参することが少なからずあり、紀伊も同様であった。そのような状況下にあっても、安宅氏・周参見氏等が南朝に走らず、幕府方であることを示したのが、康安元年(一二三六)十二月三日付「湯河光種注進状」である。安宅・周参見氏は、このような事情から幕府直属の国人となったのであろう。

三 畠山氏の分裂抗争と熊野水軍の動向

応永の乱後、紀伊守護職は畠山氏の家伝の職化した。しかし、十五世紀半ば以降、畠山氏は將軍足利義教の家督干渉が原因となって、政長流・義就流に分かれて抗争を繰り広げることとなった。本節では、十五世紀の紀南国人の動向を見ていこう。

永享年間(一四二九〜四一)になると後南朝の活動が活発化し、それと関係が深い越智氏等が大和永享の乱を起こした。これに際して小山氏は、守護畠山持国の動員に応じて大和に出陣した。小山氏も加わった畠山氏の軍勢は、永享十年(一四三八)八月二十八日に多武峰を攻撃し

た。この戦いに対する畠山持国の感状が、九月八日付で小山九郎に宛てて発給されている。²⁰⁾

後南朝の活動は紀伊でも活発化し、宝徳元年(一四四九)には田辺を攻撃した。その際小山氏は、守護畠山持国の軍勢の一員として後南朝と戦い、同年閏十月四日、畠山持国から感状を送られている。²¹⁾永享から宝徳年間にかけての幕府対後南朝の戦いに、小山氏は守護畠山氏の軍事動員を受けて出陣している。元南朝方であった小山氏が、後南朝との戦いに一貫して守護の動員を受けて出陣しているのだから、紀伊では守護畠山氏の支配が軌道に乗っていたと見ることができよう。

次に、享徳年間の畠山氏の内訌から応仁の乱にかけての紀南国人の動向を見ていこう。前節で述べたが、享徳三年(一二五四)、畠山持国の跡目を巡って畠山義夏(義就)と弥三郎政久の確執が表面化した。これに際して小山八郎は、同年十一月十日に持国・義就に与して日高郡切目に出陣したことをたてる、十一月二十日付畠山義就書状を得ている。²²⁾小山氏が持国・義就方で出陣した理由は、畠山持国が正守護であり、分国の支配機構を掌握していたからである。

小山氏を取り巻く状況は、応仁の乱によって変化があったのだろうか。文明九年(一四七七)九月、京都での戦局に展望を見いだせなくなった畠山義就は、河内に下向し、実力で分国を支配する姿勢を示した。義就の動きに呼応して、文明八年(一四七六)十一月から翌九年にかけて、畠山義就方が政長方に対し、三栖など田辺周辺で攻勢をかけている。その際、小山八郎長次は、畠山政長方の一員として出陣している。²³⁾

以上の事実は、小山氏が畠山義就から政長に鞍替えしたと言うよりは、国人として正守護の動員に従ったと考えた方がよいだろう。なぜなら、享徳の内訌の際には畠山義就が正守護であり、文明八年(一四七六)から文明九年(一四七七)の時点では、畠山政長が正守護であったからである。

享徳年間から応仁の乱にかけての畠山氏の家督紛争に際して小山氏は、正守護に付く姿勢を示していた。これは、一時期を除いて正守護が、紀伊守護所を押さえていたからと見られる。この時期の安宅氏に関する史料は知られていないが、安宅氏は幕府直属の国人とみられるので、状況としては、小山氏と同様であったと考えられよう。

四 戦国期の紀南国人

戦国期、紀伊の政治状況が大きく変わるのが、明応二年（一四九三）の明応の政変である。この政変によって、守護畠山政長が多数の有力内衆とともに討ち死にし、嫡子尚順は紀伊へ逃れた。その結果、紀伊は畠山尚順が在国して直接支配する国となった。また、この政変で將軍足利義材（後の義隆）が追放されて義澄が將軍となったが、義材はこれを認めず、將軍権力が分裂した。その結果、畠山尚順は足利義材方守護、畠山基家（義豊）は足利義澄方守護となり、戦乱の様相が畠山氏の家督紛争から幕府権力の分裂抗争に変化した。

紀伊は畠山尚順が在国して直接統治する国となったが、直ちに尚順の支配が軌道に乗ったわけではなかった。紀伊国内には畠山基家方の勢力も存在したため、各地で戦闘が行われた。紀南でも断続的に戦闘が行われたらしく、戦闘に関する畠山尚順（尚慶・ト山）の書状が「久木小の家文書」に見えるようになる。「久木小の家文書」に残る、明応の政変から永正年間（一五〇四〜二一）までの畠山尚順の書状を、発給された日付順に並べると、次のようになる。²⁴⁾

- ① 七月十四日付小山弥八宛ト山書状。
 - ② 七月二十四日付小山弥八宛尚慶書状。
 - ③ 十二月二日付小山修理亮・小山弥八宛尚慶書状。
- 三通とも年号が記されていないので年代は確定できない。ただ、畠山

尚順が尚慶と称したのが、河内高屋城を攻略した明応六年（一四九七）以降と考えられるので、²⁵⁾ ②③はこれ以降で、ト山と称するまでの時期であろう。永正五年（一五〇八）、畠山尚順は足利義材と共に上洛を果たし、細川高国政権の成立に大きな役割を果たした。京都の情勢が落ち着くと、畠山尚順は京都の後事を嫡子植長に託して永正十三年（一五一六）には紀伊に在国していた。ト山と名乗ったのは紀伊在国後と見られるので、①はこれ以降であろう。

②③の畠山尚順の書状には、幕府直属の国人である安宅氏関係の名が見える。②には「安宅南要害敵取懸及難儀候」と記され、③の書状には、小山修理亮と小山弥八に「安宅大炊助」と申し合わせて忠節を尽くすように記されている。このことは、幕府直属の国人である安宅氏が、畠山尚順の配下に入ったことを伺わせている。これは、明応の政変によって、奉公衆の結合が崩壊した²⁶⁾とされることと関係しているのかも知れない。

永正年間には、畠山義英の奉行人が発給した文書も見られるようになる。²⁷⁾ 一方で、畠山尚順の書状には、どのような相手と戦ったのかはっきりと記されていない。

畠山尚順が戦ったのはどのような相手であろうか。明応四年（一四九五）に畠山基家方の勢力が田辺を攻撃したが、その際、愛洲氏・山本氏が基家方の軍勢の中核として記されている。愛洲氏は、畠山義就に与して康正年間以降の畠山氏の内訌や応仁の乱を戦った、義就方の有力与党であった。山本氏は幕府奉公衆であり、明応の政変によって幕府権力が分裂した後も、京都の幕府を正当として、その命令に従ったのである。畠山尚順とすれば、それまでの義就与党に加えて、足利義材方でない奉公衆山本氏Ⅱ幕府直属の国人とも戦わなければならなかったのである。これが②③の書状が発給された背景である。

国内に畠山義就流の勢力に加えて、尚順に従わない幕府直属の国人な

どが存在している状況は、細川高国政権成立後も変化がなかった。畠山尚順は、このような複雑な紀伊国内の状況を打破し、国内を守護の下に一元化しようとした。そのため畠山尚順は、細川高国政権が安定すると、紀伊に在国して分国の支配体制強化を図ったのである。①はその時期の書状である。

畠山尚順による紀伊の支配体制強化は、「祐維記抄」(「続南行雜録」『続々群書類従』三)には、大和出身の林堂山樹が中心となって、「熊野衆」を登用して進められたと記されている。①の書状より、小山弥八が畠山尚順方として参戦していることから、熊野衆の中に小山氏がいたとみて間違いないだろう。畠山尚順の林堂山樹を登用した分国支配強化は、紀伊のみならず大和・河内でも行われていた。だが、畠山尚順の支配強化策は、従わない者の領地を没収したとされるなど、かなり強引な方法で行ったとされる。そのため、紀伊奥郡小守護代野辺慶景などの在国内衆や、奉公衆湯河氏・玉置氏、その他紀伊・大和国衆の反発を招いて失敗し、永正十七年(一五二〇)八月、畠山尚順は紀伊から追放され、淡路に没落した。²⁸⁾

畠山尚順追放の中心になったとされる野辺慶景は畠山氏の有力内衆で、紀伊奥郡小守護代であり、湯河氏は幕府直属の奉公衆家であった。²⁹⁾小谷利明氏が論証されたように、永正十七年(一五二〇)八月の畠山尚順の追放は、幕府権力や畠山氏の守護権を否定したものでなかった。そのため、「久木小山家文書」には、畠山尚順追放後、日を経ずして畠山植長の奉行人奉書が見られるようになる。その中の一通を次に示し、検討してみたい。

一瀬江諸勢取懸候処合力、其動被思召神妙候、弥山本方被申合、堅固覚悟肝要候、仍安宅大炊助有高武略之義、旁以被成 御書候、同対俊次御書可有頂戴候、然上者別而大炊助入魂此時、属本意候様馳

走粉骨由、相心得可申候、委細者泰地修理亮可申旨、恐々謹言

六月八日

盛賢(花押)

小山三郎五郎殿³⁰⁾

長清(花押)

守護奉行人奉書を発給した丹下盛賢は、守護家畠山植長の最有力内衆であり、植長に最も重用されたと言っても過言ではない内衆であった。遊佐長清は畠山氏の守護代家遊佐氏の一族であり、紀伊守護代であったと見られる。いわゆる永正十七年体制において、守護畠山植長と河内守護代遊佐順盛は、河内・紀伊・大和の国を越えて国人勢力を結集させて和睦させた³¹⁾とされた。翌十八年に、京都を追放された足利義植と結んだ畠山尚順が、紀伊に再入国しようとして失敗したのも、国人勢力の結集が機能していたからであろう。

畠山植長による国人勢力の結集は、守護配下の国人ばかりでなく、奉公衆にも及んでいた。この連署状の文中に「弥山本方被申合」とあり、奉公衆家の山本氏が畠山植長方として活動していたことが記されている。また、八月十一日付「丹下盛賢・遊佐長清連署状」には、「為御使被差下玉置兵部丞候³²⁾と、奉公衆家の玉置氏が、守護畠山植長の使者として記されている。以前に拙著で述べたことだが、畠山植長は奉公衆家をも守護権力に取り込んでいたのであった。

おわりに

安宅氏・小山氏等紀南の水軍領主は、南北朝期にはいわゆる熊野水軍として、国を越えて活発に活動していた。しかし、南北朝の動乱が収束に向かい、幕府―守護体制が確立されるとともに、安宅氏・小山氏等は、国を越えて自由に活動する熊野水軍と言うよりも、幕府や守護に組

織化された国人領主としての面が強くなった。この傾向は、一六世紀前半の畠山植長の頃まで続いていく。

天文年間（一五三二〜五五）の初め、畠山植長は一時河内を追われて紀伊に在国した。しかし、この時期の畠山植長の分国支配に関する文書は、「久木小山家文書」を初めとする「小山家文書」や「安宅文書」には見られない。これは植長が、紀伊の支配体制を強化するよりも、河内復帰を第一とした当座の軍事動員を重視したからと見られる。紀伊においては、在地領主や宗教勢力の支配に干渉するよりも、彼らの力を利用した軍事動員を行った方が得策と考えたのであろう。

天文十一年（一五四二）畠山植長は河内に進攻し、高屋城を回復した。その際、紀南からも多数の軍勢が、畠山植長とともに河内に進攻したと『多聞院日記』（増補続史料大成）天文十一年三月八日条に記されている。ただしこの時、畠山植長から河内復帰に対する軍事動員を求めた文書は、「小山家文書」にも「安宅文書」にも残されていない。あるいは、紀南の国人は動員の対象外だったのかもしれないが、これは今後の研究課題であろう。

一方、永禄年間（一五五八〜七〇）になると、小山氏・安宅氏等紀伊の水軍領主は、関東の戦国大名後北条氏の水軍としての活動が見られる。これは幕府や守護による、国人領主の統制が弱体化したことや、交通路の掌握が困難になったことが関係していると見られる。

幕府・守護体制下では、水軍領主の活動に一定の枠をはめ、その活動を規制していた。その代わりに水軍領主に、領主としての権利を保障していたのである。天文年間以降、将軍が二度にわたり京都を追放されるなど、幕府・守護体制が弱体化するとともに水軍領主に対する統制が弱まり、小山氏・安宅氏らは水軍領主としての自由な活動が復活したのであろう。幕府権力による交通路の掌握が弱まったことも関係していると思われる。安宅氏・小山氏等は、南北朝期以来の水軍領主としての本質

を維持したまま、室町期を乗り越え、戦国期を迎えたのである。

注

- (1) 同氏「守護畠山氏と紀州『惣国一揆』」（峰岸純夫氏編『本願寺・一向一揆の研究』『戦国大名論集二三』、一九八四年、初出一九七七年）。
- (2) 同氏「伊勢・紀伊の海賊商人と戦国大名」（同氏著『戦国期の政治経済構造』一九九七年、初出一九九二年）。
- (3) 同氏「小山家文書について―調査の経緯と中世文書―」（同氏著『日本中世史料学の課題―系図・偽文書・文書―』一九九六年、初出一九九〇年）。なお、中世文書に近世文書、由緒系譜、明治年間の書上を含めた「西向小山家文書」は、神奈川大学日本常民文化研究所より、『紀州小山家文書』として二〇〇五年に刊行された。
- (4) 畠山義深の立場や動向は、主として小川信氏「畠山国清の動向と分国の消長」（同氏著『足利一門守護発展史の研究』第三編第二章、一九八〇年、初出一九七七年）によるが、畠山義深の立場は、牟婁郡分郡守護であったと考えている。
- (5) 「久木小山家文書」畠山義深感状、一三二号。以下、本稿で本報告書に掲載された一連の「小山家文書」を引用する場合、本報告書での文書名（本文中で記されていない場合）、文書番号の順に記す。
- (6) 「久木小山家文書」畠山義深宛行状、一三三号。
- (7) 『紀伊統風土記』所収「小山家文書」七号（『日置川町史』第一巻）。
- (8) 「久木小山家文書」五二号。
- (9) 「久木小山家文書」もりあけの左衛門次郎田地売券、五四号。
- (10) 「渡部家所蔵文書」（『御坊市史』第三巻史料編Ⅰ、一九八一年）。
- (11) 「安宅文書」後村上天皇綸旨、二号。源某宛行状、三号。
- (12) 前出「熊野水軍のさと―紀州安宅氏・小山氏の遺産―」第二章一。
- (13) 「久木小山家文書」大内義弘宛行状、七号。
- (14) 拙稿「応永二十五年・熊野本宮と守護の抗争」（拙著『中世後期畿内近国守護の研究』第一部第四章、二〇〇六年、初出一九九一年）。
- (15) 福田豊彦氏「室町幕府の奉公衆と御家人」（同氏著『室町幕府と国人一揆』Ⅰ、一九九五年、初出一九七一年）。

- (16) 国人身分の定義や幕府直属の国人に関する定義は、吉田賢司氏の研究による。同氏「室町期の権力編成における特質」(同氏著『室町幕府軍制の構造と展開』序論第二章、二〇一〇年、初出二〇〇七年)。
- (17) 「久木小山庄家文書」 畠山義夏(義就)書状、一三四号。なお、同日付で同文の「小山隼人」に宛てた畠山義夏の書状が、「神宮寺小山庄家文書」二号(『和歌山県立博物館研究紀要』第二十三号では三号文書、二〇一七年)に見える。これは小山氏一族が、正守護の動員に従った証と言えよう。
- (18) 小山八郎の人名比定は、前出『日置川町史』による。その他本稿における、小山氏の人名比定は、同書による。
- (19) 拙稿「畠山氏の内訌と紀伊」(前出拙著第二部第二章、初出一九八九年)。なお、この拙稿より本稿に引用した部分は、特に注記しないことをお断りしておく。
- (20) 「久木小山庄家文書」 畠山持国感状、二四号。
- (21) 「久木小山庄家文書」 畠山徳本(持国)感状、二五号。
- (22) 前注(17)参照。
- (23) 「久木小山庄家文書」 神保長誠書状、一四二号。
- (24) 「久木小山庄家文書」①一三六号。②一三七号。③一三八号。
- (25) 畠山尚順が尚慶と改名したことに関する研究は、久保尚文氏「守護畠山尚慶の一字書出と花押」(同氏著『越中中世史の研究 室町・戦国時代』、一九八三年)が存在する。久保氏は、明応七年(一四九八)に畠山尚順から尚慶に改名したと推定した。畠山尚順の改名時期を確定できる確実な史料は知られていないが、筆者は畠山尚順を取り巻く状況から勘案して、明応六年(一四九七)の河内進攻時に改名したと考えている。
- (26) 注(15) 福田豊彦氏前掲書。
- (27) 「久木小山庄家文書」永正四年(一五〇七)三月十二日付、畠山義英奉行人盛秀・康綱連署奉書写、一五号。
- (28) 小谷利明氏「畠山植長の動向」(矢田俊文氏編『戦国期の権力と文書』二〇〇四年)。なお、本文中の「小谷利明氏の研究」はこの論文を指す。
- (29) 拙稿「紀伊守護家畠山氏の支配体制」(前出拙著第一部第二章、初出一九九〇年)。なお、本稿の畠山氏内衆の人名比定、および役職はこの拙稿によるため、特に注記はしない。
- (30) 「久木小山庄家文書」 畠山植長奉行人丹下盛賢・遊佐長清連署状一四五号。
- (31) 小谷利明氏前注(28) 論文。
- (32) 「久木小山庄家文書」 畠山植長奉行人丹下盛賢・遊佐長清連署状、一四六号。